

## 令和元年第2回砂川市議会定例会

令和元年6月24日（月曜日）第5号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 11号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算
- 日程第 2 議案第 12号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第 13号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 諮問案第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第 4号 事務報告書の提出について
- 日程第 7 報告第 5号 監査報告  
報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 8 意見案第 1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について  
意見案第 2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書について  
意見案第 3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について  
意見案第 4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について  
意見案第 5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書について

#### 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 11号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算
- 日程第 2 議案第 12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第 3 議案第 13号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 諮問案第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第 4号 事務報告書の提出について
- 日程第 7 報告第 5号 監査報告  
報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 8 意見案第 1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について  
意見案第 2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書について  
意見案第 3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について  
意見案第 4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について  
意見案第 5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書について

○出席議員（12名）

議長 水島美喜子 君  
議員 中道博武 君

副議長 増山裕司 君  
議員 永関博紀 君

多比良 和 伸 君  
高 田 浩 子 君  
増 井 浩 一 君  
辻 勲 君

佐々木 政 幸 君  
飯 澤 明 彦 君  
沢 田 広 志 君  
小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

議 員 北 谷 文 夫 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	峯 田 和 興
保 健 福 祉 部 長	中 村 一 久
経 済 部 長	福 士 勇 治
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監	小 林 哲 也
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監	山 田 基
総 務 課 長	東 正 人
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長                      福   士   勇   治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事            務            局            長                      和   泉                      肇

事   務   局   次   長                      川   端   幸   人

事   務   局   主   幹                      山   崎   敏   彦

事   務   局   係   長                      斉   藤   亜   希   子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席、遅参の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 和泉 肇君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、北谷文夫議員であります。

○議長 水島美喜子君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算の9件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

小黒弘議員。

○予算審査特別委員長 小黒 弘君 (登壇) 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

6月21日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に永関博紀委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第4号から第8号、第11号並びに第1号から第3号までの一般会計、特別会計、事業会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号から第8号、第11号、第1号から第3号までを一括採決します。本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体である北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散により脱退したことに伴い、本規約の一部を変更しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては3ページ、議案第12号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右

側が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表の第2号、一部事務組合及び広域連合の表、空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表、日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表、十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削るものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより議案第12号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第13号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第13号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第13号、砂川地区公平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます大西勉氏は令和元年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続き大西勉氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 これより、議案第13号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第4、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程をいただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員の永関道氏の任期が本年9月末をもって満了することになりますので、後任といたしまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

記名してございます熊谷仁美氏を推薦したいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 水島美喜子君 これより、諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

◎日程第5 報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明を申し上げます。

初めに、平成30事業年度でありますがお手元の事業報告書、決算報告書でご説明を申し上げます。

1ページから2ページの事業概要につきましては、庶務関係であり、それぞれ記載のとおりであります。

決算につきましては、3ページ、4ページの損益計算書及び5ページ、6ページの貸借



対照表でご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。1、事業収益、(1) 公有地取得事業収益はございません。(2) 土地造成事業収益のうち、1、あかね団地売却収益は、2区画の売却で783.96平米、556万6,260円の収益でございます。2、すずらん団地売却収益は、5区画の売却で1,595.87平米、443万2,320円の収益でございます。3、道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への6,818平米の売却収益6,000万円でございます。(3) 附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料など179万5,116円でございます。(4) 補助金等収益、1、土地開発公社事業補助金収入1,752万6,700円は、平成31年2月末までに登記手続が完了したあかね団地1区画とすずらん団地4区画のほか、登記手続の完了時期が平成29事業年度末であったため補助金の収入が平成30事業年度となったすずらん団地1区画分を合わせた計6区画分に係る分譲当初の簿価である事業原価と平成28事業年度の販売価格の差額を市から補助金として補填を受けた分でございます。したがって、事業収益合計は8,932万396円となったところでございます。これに対する2、事業原価であります。(1) 公有地取得事業原価はございません。(2) 土地造成事業原価のうち、1、あかね団地売却原価は2区画売却分883万6,348円、2、すずらん団地売却原価は5区画売却分443万2,320円、3、道央砂川工業団地売却原価は2,473万5,704円でございます。4、土地評価損は、固定資産の評価がえの時期にあわせて簿価の見直しを行ったことから、土地評価損を計上するものであります。土地の評価額が下落していることから、あかね団地で599万9,280円、すずらん団地で306万2,326円、道央砂川工業団地で3,593万9,878円を計上し、合わせて4,500万1,484円の土地評価損となったところでございます。(3) 附帯等事業原価はございません。事業原価の合計は8,300万5,856円となり、事業収益合計8,932万396円から事業原価合計8,300万5,856円を差し引いた631万4,540円が事業総利益となったところでございます。

4ページの3、販売費及び一般管理費は、(1) 人件費と(2) 経費の合計が183万9,198円となり、前ページの事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと事業利益は447万5,342円となったところでございます。4、事業外収益は、(1) 受取利息と(2) 雑収入の合計1,108円。5、事業外費用、(1) 支払利息は短期借入金の支払利息736万5,872円となり、これらを事業利益から差し引きますと経常利益はマイナス288万9,422円となり、当期純利益はマイナス288万9,422円となります。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明を申し上げます。資産の部、1、流動資産は、(1) 現金及び預金から(3) 完成土地等までの合計で4億9,499万2,

395円となっております。2、固定資産は、(1)有形固定資産の1、土地は6,441万7,236円、(2)投資その他の資産の1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、流動資産と固定資産の資産合計は5億5,941万9,631円であります。

次に、6ページのⅡ、負債の部でございます。1、流動負債は、(1)短期借入金10億6,573万円でございます。詳細につきましては、14ページをお開き願います。

(4)短期借入金明細表ですが、期首残高合計11億5,273万円に対しまして期末残高合計10億6,573万円となっております。8,700万円を償還いたしました。

6ページにお戻りください。(2)前受金は、平成30事業年度に土地の売買契約を行いました。契約金の支払いが平成31事業年度となるすずらん団地の1区画についての手付金10万円でございます。負債合計は10億6,583万円であります。Ⅲ、資本の部につきましては、1、資本金の(1)基本財産は、砂川市からの出資1,000万円でございます。2の欠損金ですが、(1)前期繰り越し損失がマイナス5億1,352万947円、(2)当期純利益がマイナス288万9,422円で、欠損金合計はマイナス5億1,641万369円となります。資本合計マイナス5億641万369円は、債務超過額となります。負債、資本合計は5億5,941万9,631円で、7ページの資産合計と一致するものであります。

以下7ページ、8ページは、ただいまご説明申し上げました貸借対照表の各項目、金額と一致する財産目録であります。

9ページにはキャッシュフロー計算書を添付しており、資金の流れが表示されております。

10ページは注記事項です。

11ページから17ページまでは明細表でございますが、13ページ、(3)有形固定資産明細表をごらんください。この表は、西3条南13丁目に所有する北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している土地について表示してございます。他の明細表につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、平成31事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明を申し上げます。1ページをお開きください。第2条は、公社の業務の予定量の定めであり、公有地を先行的に取得し、その土地の管理と住宅用地や工業用地として造成した土地の分譲、管理とその附帯等事業であります。第3条は、収益的収入及び支出の定めであり、予定額を総事業収益は4,637万円、総事業費用を2,918万1,000円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出の定めであります。資本的支出はございません。

第5条は、借入金の定めであり、限度額を14億円と定めるものであります。

3ページをお開きください。平成31事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明を申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益は、1節あかね団地売却収益で2区画分、783.96平米、562万4,000円、2節すずらん団地売却収益で3区画分、955.13平米、264万9,000円、3節道央砂川工業団地売却収益は砂川市への売却として平成28年度から令和元年度までの4年間の債務負担行為の4年目で、2,288平米、2,013万1,000円でございます。例年6,000万円で購入いただいているところでございますが、平成29事業年度実績の鹿島環境エンジニアリング株式会社への売却分を平成31事業年度からの2年間で差し引かれることとなっているため、本年度はこの金額となっているところであります。

4ページをごらんください。3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料178万4,000円と工業団地内の未造成地を北洋砂利株式会社へ骨材堆積場として貸し付けする賃貸料等135万円で、合計313万4,000円でございます。

次に、4目補助金等収益は、あかね団地につきましては登記手続の完了時期が平成30事業年度末となったため補助金の収入時期が本年度となった1区画と平成31事業年度販売予定分2区画のうちの1区画を合わせた2区画分651万円と、すずらん団地は登記手続の完了時期が平成30事業年度末となったため補助金の収入時期が本年度となった1区画と平成30事業年度に売買契約を締結し、前受け金を差し引いた残金の支払いが本年度となった1区画のほか、平成31事業年度販売予定分2区画のうちの1区画を合わせた3区画分831万6,000円で、あかね団地とすずらん団地の合計、5区画分1,482万6,000円でございます。

2項事業外収益、1目受取利息6,000円は、預金利息であります。

2目雑収入はございません。

5ページ、収益的支出についてご説明を申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価はございません。

2目土地造成事業原価のうち、1節あかね団地売却原価は2区画の予定で739万1,000円でございます。2節すずらん団地売却原価は、3区画の予定で264万9,000円でございます。3節道央砂川工業団地売却原価は、砂川市へ売却する分の土地で830万3,000円でございます。

次に、6ページ、3目附帯等事業原価はございません。

2項販売費及び一般管理費は、1目人件費で1節報酬10万8,000円は会計士の報酬でございます。2節費用弁償1万4,000円は、監事及び顧問会計士の費用弁償でございます。

2目経費430万5,000円は、チラシの印刷製本費、7ページに記載のあかね、すずらん団地、工業団地の草刈りに係る委託料などでございます。

3項事業外費用は、1目支払利息641万1,000円でございます。これに係る借入

金の明細につきましては16ページに短期借入金明細表を添付してございますので、16ページをお開き願います。期首残高合計で10億6,573万円とし、期末残高合計10億2,373万円を予定いたします。

8ページにお戻りください。資本的収入ですが、長期借入金はございません。

9ページの資本的支出はございません。

11ページをお開きください。11ページ、12ページは、予定損益計算書であります。1、事業収益は4,636万4,000円、2、事業原価が1,834万3,000円となっており、事業総利益は2,802万1,000円となります。3、販売費及び一般管理費は442万7,000円を見込んでおり、事業総利益から差し引きますと事業利益は2,359万4,000円となります。これに4、事業外収益と5、事業外費用を差し引きして、経常利益は1,718万9,000円となり、当期利益は1,718万9,000円となります。

13ページをお開きください。13、14ページは、予定貸借対照表であります。Ⅰ、資産の部、1、流動資産は(1)現金及び預金、(2)公有用地、(3)完成土地等で4億7,008万1,000円となり、2、固定資産6,442万7,000円を加えますと資産合計は5億3,450万8,000円であります。これに対してⅡ、負債の部、1、流動負債は、短期借入金10億2,373万円となります。次に、Ⅲ、資本の部は、1、資本金1,000万円と2、欠損金、(1)前期繰越損失マイナス5億1,641万1,000円、(2)当期純利益1,718万9,000円で、欠損金合計はマイナス4億9,922万2,000円となり、資本合計のマイナス4億8,922万2,000円が債務超過額となります。なお、負債、資本合計額は5億3,450万8,000円で、13ページの資産合計と同額となります。

15ページはキャッシュフロー計算書でございますが、Ⅰ、事業活動によるキャッシュフロー、(2)土地造成事業収入2,830万4,000円となっており、11ページの損益計算書の1、事業収益、(2)土地造成事業収益の合計2,840万4,000円と10万円の差額が生じているところでございますが、これは平成30事業年度に売買契約を締結し、手付金10万円が納入済みとなっている土地について残高が平成31事業年度に全額納付となる予定であることから、手付金10万円を差し引いた額となっております。

16ページには短期借入金明細表を添付してございますので、ご高覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 4点ほど質疑をしたいと思います。

1点目なのですがすけれども、平成30年度の報告書を見ると、すずらん団地については5

区画、あかね団地については2区画販売で、まずまず売れたのかなとは思うのですが、30年度で買われた方々はどんな方々だったのかをまずお伺いをします。

2点目には、特にすずらん団地なのですが、30年度もあわせて土地購入の目的というのですか、30年度だけではなくて、もしもこれまでの年度でもわかったら教えてほしいのですが、つまりすずらん団地の土地を買って、家を建てる目的で買われているのか、またほかの目的で買われているのかをお伺いしたいと思います。

3点目としては、決算書を見ますと12ページの完成土地等明細書ではまだまだ未造成地が残っておりまして、金額的に言うとあかね団地で1,649万、すずらんで3,600万円ほど、工業団地は2億円以上の未造成地が金額にするとあるわけなのですが、今後この未造成地をどのようにしていくのかも伺いたいと思います。

4点目、最後になりますが、あかね、すずらんの場合ですとそろそろ宅地分譲地という意味ではうまくいけば近年のうちに完売しそうな感じなのですが、今後土地開発公社としては、工業団地はかなりまだまだ残っていくのでしょうか、住宅用地での新しい展開みたいなものは土地開発公社として考えられないのかどうか、その点をお伺いして終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 (登壇) 私から、4点目にありました土地開発公社の今後についてという部分につきまして、これまでの経緯を含めましてご答弁を申し上げたいと思います。

砂川市土地開発公社は、公有地拡大の推進に関する法律に基づきまして昭和48年に設置をされたものであります。公共施設または公用施設の用に供する土地の先行取得、あるいは住宅団地の造成、分譲、工業団地の造成、分譲を主な業務として、市の政策に沿って役割を果たしてきたところであります。公共用地の先行取得は地価高騰に対応するために土地を取得しておくという意義もありましたが、地価が下落傾向にある状況において活用の見通しも立たず、塩漬けの土地が発生するなど、国からも土地開発公社の経営の健全化対策を求められ、土地開発公社の役割自体は終わったとして解散している自治体もあるところであります。

砂川市土地開発公社におきましても経営健全化対策を図らなければならない状況になりましたので、市では市財政に与える影響も考慮しながら、平成19年度から経営健全化対策として市が土地を6,000万円で購入することにより、土地開発公社は民間金融機関からの借入金の返済を進めているところでありますが、あかね、すずらん両団地が販売価格の引き下げにより売却が進んでいることから、令和7年度には民間金融機関への返済が終わるものと予定しているところであります。土地開発公社といたしましては、残る区画について早目に売却できるよう努めておりますが、仮にあかね、すずらん両団地の分譲区画が完売したといたしましても、道央砂川工業団地の売却が進んでおりませんので、今後

におきましても一般会計補正予算で計上いたしました企業立地意向調査の結果とも連動しながら、より一層企業誘致の取り組みを進め、既に市所有の用地となったものも含め、売却に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、質問にございました新たな住宅団地の造成につきましては、現状といたしましてはなかなか住宅団地の造成を新たに始めるという状況にはないところでございます。市で所有しております例えば公営住宅を取り壊した跡の用地につきましてもなかなか分譲が進められないという状況がございます。それにつきましては、やはりインフラ整備が必要になりますので、それらのインフラ整備に係るコスト等を勘案いたしますと、それが分譲価格にそのままはね返るとなかなか分譲が進まないというところもでございます。現状といたしましては、今南吉野団地を取り壊した跡の1区画の売却を市のほうで進めております。こちらにつきましては、1区画一体となった売却になっておりますので、このような形で買われる希望がある方につきましては分譲を進めるという形になると思っておりますけれども、市土地開発公社、また市といたしましてもなかなか新たな分譲住宅地の造成は難しいと考えるところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から3点ほどご答弁申し上げたいと思います。

まず、平成30事業年度で売れた7区画の購入された方の状況でございますが、市内の方が5件、市外の方が2件でございます。家を建てたいという方が5件、庭地にしたいという方が2件ございました。家を建てたいと言っている方のうち、2世帯につきましては未就学児のいる夫婦世帯、2世帯につきましては夫婦世帯、もう一世帯につきましては3人家族の方でございます。残りの2区画につきましては、40代、50代の夫婦世帯というような状況になってございます。

次に、土地の購入目的につきましてはですが、今ほど申し上げましたが、あかね団地の2件につきましては家屋建設用地としてご購入をいただいております。すずらん団地につきましては、5件のうち3件は家屋建築用地として、2件は隣地に居住される方が庭地としてご購入をいただいております。

3点目、未造成地の利用計画についてでございます。あかね、すずらん両団地における未造成地の保有状況でございますが、あかねでは1カ所、1,765.27平米、すずらん団地では2カ所、3,922.89平米となっているところであります。あかね団地の未造成地につきましてはのり面がある不整形地となっており、宅地分譲地には向かない形状となっており、すずらん団地の未造成地につきましては分譲、造成に伴う区画道路を配置した際に発生した残地228.89平米と一部造成、分譲可能な3,694平米となっております。この一部造成、分譲可能な実造成地につきましては、現在冬期間における市道の除雪堆積場として一部利用いただいているところでありますが、仮に全体を造成し、分譲するとなると用地確定測量や区画道路の設置工事、上下水道管の布設工事が必要

となることから、まずは残り分譲地の完売に向けた営業活動を行ってまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最近は特にすずらん団地に関してはかなり販売価格を落としたので、たしか29年度は16区画売れているのです。これはこれでいいことだとは思いますが、ただすずらんの場合は家を建てるという条件が別にあるわけではないので、土地を買うときに普通の場合は何年先に家を建ててくださいという売り方をするのですけれども、すずらんの場合はとにかく土地を売りたいということなのだろうと思うのですけれども、特別条件をつけないで売っている状態ですから、先ほども質問をしたのですけれども、特にすずらんということを書いて、これまで相当安くしてからでもいいのですけれども、今の私が言った29年が16区画、今回が5区画ですから、20区画からもしかすると30区画に近いほど売れているのではないかと思うのですけれども、その中でこれまで家が建っているような状況というのは、すずらん団地、また選挙の話になるのですけれども、結構まめに回っていくと家が建っていないところが結構あって、皆さんどう活用されているのか、あと7区画ぐらいしか売れ残っていないのに随分土地があいているなど思うものですから、そういう点でいくと、家を建てる目的ではなく、さっき言ったようにたまたま隣が安く売られたので、庭を広げようとか、自分の家の除雪の雪を置こうかというような利用のされ方が結構あるのかなと思うのですから、数字的に今あれば教えていただきたいと思うのです。できれば、分譲地として家を建てて住んでもらうために結構なお金をかけて土地開発公社が開発していった土地ですから、家を建ててほしいのは間違いなくあるのですけれども、それよりも何よりもとにかく早く売ろうというのが今の現状なのかなと思うのです。そんなこともあわせて、2回目に1点目としては今お話しした点を質問します。

それで、あと未造成地の関係なのですけれども、上から例えばあかね団地、すずらん団地、それから工業団地を見るのはなかなか難しく、グーグルマップで検索してその3地区を見てみたのです。グーグルマップの一番下に2019年とは書いてあるのだけれども、どう考えても古い写真なのかなと思って、それを見る限りではまだまだ空き地がいっぱいなのです。でも、今売り出されているすずらん団地、あかね団地の地図と比較してみると相当売れていることがわかっているのです。すずらん団地からするとあと7区画、あかね団地はあと3区画という状況だろうと思うのです。ただ、あかね団地にしても緑地というようなところが結構あったり、ここが未造成地となっているのかどうか分からないのですけれども、角地でなかなか売れそうところだなとも思いますし、すずらん団地なんかはさくら保育園が今建っているのですけれども、そこに隣接する大きな空き地がまだまだあって、多分そこも未造成地になっているのかなと思うのです。保育所があと2軒ぐらい建つほどの、グーグルマップで見ると広さがそのままあるので、今快調に売っている公社としてはその辺もしっかりとお金にかえていったほうがいいのではないかとも思うのですけ

れども、そうしないようなご答弁でもあったので、この辺のところはどうして、それをもう一回売ることになると相当大変なことになるような土地なものなのかどうなのかです。ただ見ている限りは、保育園の隣はいつでも何かができるような広さのある土地ですから、その辺はどんなように考えていけばよいのかお伺いをしたいと思います。

先ほどお伺いしたあかね、すずらんの宅地分譲地はもうそろそろ完売になりそうだというお話の中で、住宅用地として今後の展開というお話で、なかなか土地開発公社ではやりづらいというお答えだったのかなと思うのですが、よそから来る人たちの感覚というのはどこに住みたいかという感覚って今あかね、すずらんで持っているものと違っているのかもしれないという気もしないでもないです。特に最近お伺いするのは、例えば上砂川とか歌志内とか、この周辺の自治体に住まわれている方々は市立病院に近いところで住めたらいいなという声は結構私は聞くのです。そんなようなことからすると、例えばこれまでここから先住宅用地として展開できるかなとかと多分考えて農用地の白地に行っている部分がありますよね、それは駅の東側の先のほうのことを言っているのですが、そんなようなところを今後どうしていくのかという考え方はないのかどうなのか。それよりも、公営住宅の周辺でもまだ北光、南吉野、今後宮川なんていうのは、非常に便利な場所ではあるのですが、平家の宮川団地はこれからどんどん空き地になっていくのだと思うので、全体的に空き地について、市の持っている部分ですが、それを土地開発公社で何かしていこうとするのか、あるいはもう市の財産としての対応の仕方ということにしていこうとしているのか。あかね、すずらんがそろそろ完売になりそうだという、この状態であるからあえて私はそこをお伺いしようと思っているのですが、お考えをお聞かせいただければと思います。

それから、特に道央砂川工業団地の関係なのですが、こういう質問をするものから、昨日も砂川市のホームページを見てみたのですが、工業団地を売っているというところに行き着くまでにはえらい大変なクリックをしていかないとだめなのです。以前は土地開発公社に1ページ目から入っていくようなところもたしかあったと思うし、これは私は幾らなんでも嫌だと思うのは、工業団地に関しては市が6,000万円を毎年買うことを決めているので、安心されたら困るのです。6,000万円です。市が買っていたら、いつかはなくなる。まだ相当長い月日をかけとなくならないのですが、しつこく言うと、トップページから産業情報に入って、産業情報から、僕だから行けるのだけれども、商工情報に入って、商工情報からクリックすると、いっぱいある中に道央工業団地の分譲があるのです。道央工業団地の分譲に行くのに産業情報から商工情報に入るのは、相当このページを知っていないと入れません。いつの間にかこういう状況になるのをとても嫌に思うのです。

工業団地は、これからもしっかり売っていかないと、企業誘致を進めていくにしても、まず最初にお勧めするのは工業団地だと思うのです。しかも安く、今は平米2,000円



で売っている状態になっているわけで、その土地ばかりではなくて、もし来られたらいろいろな助成もありますよというのはもちろんあるのだけれども、スマートインターを設置するときも工業団地に近いからとさんざん僕は宣伝してきたわけです。それが探して行き着いたところのパンフレットが今私が持っているものなのですけれども、東京とかそういうところで工業団地の販売促進をやっているかどうかはわかりませんが、砂川に何か感じて砂川を見てもよと思ったとすれば、今の時代は都会の人だとすればホームページをまず見るだろうと思うわけです。

そこで、うちの工業団地がこんなに残っていてとても困っているのだというようなアピールはどこにも最初のページでは見られないので、ここは何とかもう少し土地開発公社も危機感を持ってしっかりとやっていただきたい。しっかりとやっていただくことによって企業誘致も進んでいくかもしれないしというのは、私は決して諦めないでほしいのです。なぜこんなふうになっているのか、工業団地を売ろうとする手だてを今どう考えているのか、ここもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 4点ほどご質問があったかと思います。順次お答えさせていただきます。

平成29、30で売れた区画について現状家が建っているかということでございます。平成29、30ですずらん団地につきましては17件、5件で22件販売したところでございますが、状況といたしましては住宅建築に着工されているところが散見されている状況で、件数については細かなところまでは押さえておりません。もちろん22件のうちには庭で使いたい、あるいは車庫を建てたいという方もいらっしゃいますので、そこについては数年後になれば、このとき買っていただいたところが今どうなのかというようなところは把握できると考えております。

2点目でございますが、未造成地でございます。あかね、すずらんについて未造成地でございますが、あかねにつきましては住宅団地になっているところから、北地区コミュニティセンターがあるのですが、その北側にのり面となっている空き地がありまして、ここについてはなかなか活用の仕方が難しいということになっております。あとは、道路区画をやったときの残地になっておりまして、すずらん団地につきましては先ほど小黒議員がおっしゃったように、さくら保育所に隣接した土地なのですが、間に市有地がございます。そこにつきましては、西側の面につきましては道路に面しているもので、分筆して区画すれば、水道が入っておりますので、住宅分譲はできるのですけれども、全体をとりますと、先ほど答弁させていただいたように分筆、道路、上下水道で数千万のお金がここにかかってくるということもありますので、まずは今分譲している土地の完売を目指していきたいと考えております。

3点目でございます。宅地、住宅用地としての今後の展開でございますが、公社といた

しましては、もう何度も答弁させていただいていますが、今持っているものをまずは完売したいという思いがございます。その上で公社が先行取得する考えにつきましては、先ほども今までも申し上げておりますが、公社が先行取得して宅地分譲することは考えられない状況にありますので、ここにつきましてはまずは、何度も申しますが、あかね、すずらの完売を目指していきたいと考えております。

4点目、工業団地のホームページのあり方でございます。ここにつきましては、ホームページの運用まではなかなか手が回っていない状況であったかと思いますが、ホームページを利用しながら情報発信は行っております。ただ、議員おっしゃるように、なかなかそこにたどり着けないというところにつきましては、ホームページのあり方について少し研究をさせていただいて、工夫をしてみたいと思っておりますし、工業団地を売る手だてということでございます。これまでも企業誘致の中ではパンフレットを用いながら、工業団地についてはスマートインターチェンジから近いですというところと市の助成制度などをPRさせていただきながら、まずは砂川に進出する場合は工業団地から興味を持っていただきたいということで企業誘致をしておりますし、あと今年度から取り組みます企業動向調査につきましても道内に企業進出を考えている企業に絞りながら、そういったところに工業団地の地理的な優位性をPRしていきながら、工業団地を早く1区画でも売れるようにやっていきたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 私から若干追加をさせていただきながら答弁させていただきたいと思っております。

市の公営住宅の跡地、あとは駅東部の民間の土地の購入をして土地の分譲というお話がございました。土地開発公社の業務といたしましては、公共用地の先行取得、または今は住宅団地の造成、工業団地の造成を行っております。当時は公有地の拡大という流れの中で、このような形の中で公社を設立しておりましたけれども、公共用地の先行取得であれば、今でいいますと土地開発基金もございますので、今後土地開発公社といたしましては、先行取得をして何かをするのは現状といたしましてはなかなか考えられないことなのかなと思っております。また、住宅団地の分譲にいたしましても、現状としましてはその分譲することによりましてこのような経営が厳しくなる状況も招いておりますので、今後におきましても土地開発公社が民間の土地あるいは市の土地を住宅団地に分譲することは、基本的には現状といたしましては考えられないという状況でございます。

ですので、今土地開発公社としてしなければならないことにつきましては、土地開発公社の職員は企業労政係が兼務をしております。ということは、企業誘致に集中して業務を進めて工業団地の分譲を進めていかなければならないということも考えておりますので、今回補正予算で計上いたしましたそれらの企業立地の調査も踏まえながら、どのような企業に来ていただけるのか、幅広くそれらの調査を生かしながら企業誘致に努めてまいりた

いと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 土地開発公社は、前から言われている。市長もたしかお話しになった。あれは振興公社でかな。余り例えとしては好きではないのですけれども、武士の商法というか、公務員が武士なのかどうかという、例えば嫌だというのはそのところなのですけれども、ただもう一つは、今兼務をしているからというお話がありましたけれども、兼務をしているから両方うまくいくのかどうかというところがありますよね。忙し過ぎるのかもしれないし、ここのところは今後企業誘致の話もちろんそれが工業団地ということと私はつながっていくと思っていますので、ここはもう少し違うやり方というか、今までもいろいろな話がありました。物流センターが来るのに何回か行っているとか、いろいろな話があった。もっと前でいえば、太陽光発電をあそこでやるという話もあったし、ところがなかなかうまくいっていないのです。言うなれば北海道全体の企業誘致が大変なのに、この内陸の砂川まで来るかといういろいろな難しさはあるかもしれないけれども、毎年6,000万ずつ一般会計から出していくのは並大抵の話ではなくて、その分があればもっといろいろなことができるなということになるわけなのです。今回みたいに民間の方に売れば、その6,000万円を払わないで済む年度も出てくるわけですから、ぜひともそういうようなやり方をさせていただきたいと思うし、それには先ほどのホームページ、これから研究なんていう話を話されましたけれども、そんなのは全然論外中の論外であって、こういうことに誰かが気がついてほしいわけです。わざわざこんな議場で話すのではなくて、それはぜひお願いをして私の質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

#### ◎日程第6 報告第4号 事務報告書の提出について

○議長 水島美喜子君 日程第6、報告第4号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第4号 事務報告書の提出についてご報告を申し上げます。

平成30年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり、平成30年4月から平成31年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院ま

で148ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第7 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第7、報告第5号 監査報告及び報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりでございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号及び第6号を終わります。

◎日程第8 意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

意見案第2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書  
について

意見案第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書  
について

意見案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について

意見案第5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望  
意見書について

○議長 水島美喜子君 日程第8、意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、意見案第2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、意見案第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、意見案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に

向けた意見書について、意見案第5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第5号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第5号を一括採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これにて日程の全てを終了いたしました。

令和元年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

皆様のご協力大変ありがとうございました。そして、大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年6月24日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員